

伊丹市保育人材就職促進事業費補助金交付要綱（平成31年4月制定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、保育人材の確保、定着及び離職防止を図ることにより、待機児童の解消及び子どもを安心して育てることができる環境の整備を行うことを目的とし、私立保育事業者（以下「事業者」という。）が採用した保育士等に対して支払う給付金（以下「特別給付金」という。）の一部又は全部を予算の範囲内において補助することに関し、必要な事項を定める。

2 補助金の交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和42年伊丹市規則21号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所等 市内に所在する施設のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所（同法第35条第4項の規定により認可を受けた施設に限る。）

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園

ウ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設

エ 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設

(2) 保育士等 法第18条の4に規定する保育士又は認定こども園法第15条第1項に規定する保育教諭のうち、法第18条の18第1項の登録を受けた者であって、その保育所等において子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの保育業務に原則として週30時間以上携わる見込みの者をいう。

(3) 認可 法第34条の15第2項、同法第35条第4項若しくは認定こども園法第17条第1項に規定する認可又は同法第3条第1項若しくは第3項に規定する認定をいう。

（補助対象者）

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、保育所等（国、都道府県及び市町村以外の者が設置するものに限る。）を経営する者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 特別給付金の支給にかかる規程を整備するなど、特別給付金の支出根拠等が確認できるようにしていること。

(2) 第4条第1項各号に掲げる事業により特別給付金の支給を受ける保育士等（以下「対象保育士等」という。）に特別給付金を支給する年度において、その給与等を減額（対象保育士等の勤務状況に起因する減額を除く。）していないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号

に掲げる事業とする。

(1) 就労特別給付金支給事業 次に掲げる条件のいずれにも該当する保育士等に対して特別給付金を支給する事業

ア 平成31年4月1日以降に事業者新たに直接採用（市外への人事異動により保育士等の数を減らす場合における補充やそれに類する目的のための採用は除く。）され、それ以降、原則として週30時間以上かつ6箇月以上、保育士等として継続した勤務実績（やむを得ない場合として市長が認める場合は勤務実績見込）があること。この場合において、産前産後休業、育児休業、介護休業又は疾病の療養のための休業の期間があるときは、これらの期間を勤務期間に含むものとする。

イ 保育所等を離職後6箇月未満で採用されていないこと。

ウ 人材紹介会社（職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条の規定により厚生労働大臣の許可を受けた有料の職業紹介を行う事業者をいう。）のあっせんにより採用されていないこと。

エ 事業者との間で期間の定めのない雇用契約が締結されており、その労働時間が1日につき6時間以上かつ1箇月につき20日以上で定められていること。

オ 施設長の職にないこと。

(2) 2年雇用継続特別給付金支給事業 前号に掲げる条件（ただし、アの「6箇月以上」とあるのは、「2年以上」と読み替える。）のいずれにも該当する保育士等に対して、特別給付金を支給する事業

(3) 3年雇用継続特別給付金支給事業 第1号に掲げる条件（ただし、アの「6箇月以上」とあるのは、「3年以上」と読み替える。）のいずれにも該当する保育士等に対して、特別給付金を支給する事業

2 前項の規定にかかわらず、前項第1号の事業にあつては、当該事業を実施する保育所等において、対象保育士等を新たに採用した日から起算して、6箇月を経過した日（以下「採用後6箇月経過日」という。）の保育士等（直接雇用された保育士等であつて、継続して当該私立保育所等に勤務する見込みがあると認められる者に限る。）の数が当該対象保育士等を新たに採用した日の属する年度の前年度の1月1日（同日において市内で保育所又は小規模保育事業を実施する施設を設置していない事業者が新たに私立保育所等を設置する場合は認可日）の保育士等の数（退職や同一の事業者が市内に設置する私立保育所等への人事異動により採用後6箇月経過日までに減少した保育士等の数を除く。）を超えていない場合は、補助金の交付対象としない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条第1項各号に掲げる補助対象事業ごとに別表に定める補助対象経費の実支出額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と同表に定める補助基準額とを比較し、そのいずれか低い方の額とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、伊丹市保育人材就職促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の2月末日までに市

長

に提出しなければならない。

- (1) 対象保育士等内訳表
- (2) 対象保育士等に係る雇用契約書又は人事発令通知書の写し
- (3) 対象保育士等に係る勤務の実績証明
- (4) 対象保育士等に係る資格証の写し
- (5) 対象保育士等に係る履歴書の写し（採用日から6箇月前までの経歴が分かるもの）
- (6) 対象保育士等に係る給与明細書又は受領書の写し
- (7) 特別給付金の支給に係る理事会議事録等又は根拠規程のうち、特別給付金の支払い内容が明記されているもの
- (8) 就労特別給付金支給事業に係る補助を受けようとする場合は、保育士等数比較表及び職員配置に係る加算等認定申請書（基準日が属する月及び採用後6箇月経過日が属する月が申請対象のもの）
- (9) その他市長が必要と認める書類
（交付申請の特例）

第7条 補助金の交付を受けようとする者が、対象保育士等の勤務年数等の事情により補助対象事業を完了していない場合は、前条の規定にかかわらず、前条第3号、第6号及び第7号に掲げる書類を添えずに前条の規定による申請を行うことができる。この場合において、補助対象事業完了後に実績報告をしなければならない。

（交付の決定等）

第8条 市長は、第6条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付する補助金の額を決定し、伊丹市保育人材就職促進事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が当該決定に係る事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、伊丹市保育人材就職促進事業費補助金変更交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象保育士等内訳表
 - (2) 対象保育士等からの返還金額を証明する書類の写し
 - (3) 特別給付金の支給にかかる理事会議事録等又は根拠規程のうち、特別給付金の返還に関する内容が明記されているもの
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定する変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の可否及び交付する補助金の額を決定し、伊丹市保育人材就職促進事業費補助金変更交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により前項の規定により申請を行った者に通知するものとする。
- （実績報告）

第10条 第7条の規定により申請を行った者は、補助対象事業が完了したときは、伊丹市保育人材就職促進事業費補助金実績報告書（様式第5号）に第6条第3号、第6号及び第7号に掲げる書類を添えて、補助対象事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（請求及び交付）

第11条 第8条又は第9条第2項により補助金の交付の決定を受けた者は、伊丹市保育人材就職促進事業費補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年9月10日から施行し、この要綱による改正後の伊丹市保育人材就職促進事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助基準額
1 就労特別給付金支給事業	新たに採用した日の1箇月前から採用後6箇月経過日の1箇月後又は採用後6箇月経過日が属する年度の末日いずれか早い日までに、第4条第1項第1号に規定する保育士等に対して支給する特別給付金	15万円×第4条第1項第1号に規定する保育士等の数（ただし、「採用後6箇月経過日の保育士等の数－基準日の保育士等の数」を上限とする。）
2 2年雇用継続特別給付金支給事業	採用した日から起算して2年を経過した日（以下「2年経過日」という。）から2年経過日が属する年度の末日まで	15万円×第4条第1項第2号に規定する保育士等の数

	に、第4条第1項第2号に規定する保育士等に対して支給する特別給付金	
3 3年雇用継続特別給付金支給事業	採用した日から起算して3年を経過した日（以下「3年経過日」という。）から3年経過日が属する年度の末日までに、第4条第1項第3号に規定する保育士等に対して支給する特別給付金	15万円×第4条第1項第3号に規定する保育士等の数

備考

- 1 特別給付金は、給与等（勤務その他の人的役務の提供に対する報酬をいう。）以外の名目のものとする。
- 2 基準日の保育士等の数とは、対象保育士等を新たに採用した日の属する年度の前年度の1月1日（同日において市内で保育所又は小規模保育事業を実施する施設を設置していない事業者が新たに保育所等を設置する場合は認可日）の保育士等の数（退職や同一の事業者が市内に設置する保育所等への人事異動により採用後6箇月経過日までに減少した保育士等の数を除く。）をいう。